

RTTE 指令 99 / 5 / EC に関する FAQ

これは EU 欧州委員会のサービス部門、加盟国の代表及び指令施行当局が受けた質問集(FAQs= Frequently asked questions)である。詳細は弊社の LINK 先の NB/EMCC の WEB-Site(<http://www.emcc.de>)を参照してください。

質問は次のように分類される:

- I. 一般情報 (General)
- II. 適用範囲 (Scope of the Directive)
- III. 市場導入 (Marketing of equipment)
- IV. 機器の登録通知 (Notification of equipment to national spectrum authorities)
- V. 使用者への情報 (Informing users on the intended use of equipment)
- VI. 機器の表示 (Marking)
- VII. 自由流通 (Questions about free circulation)
- VIII. 必須要求事項 (Essential requirements)
- IX. 無線機器の使用 (Putting radio equipment into service)
- X. インターフェースの公表 (Publishing interfaces)

一般情報 (General)

- .1 R&TTE 指令はいつから適用されるのか?
2000年4月8日市場導入時点から無線機器及び電気通信端末機器の自由流通及び使用はR&TTE指令によって規制される。EU加盟国の国内法は2000年4月7日までに最終化しなければならない。EU加盟国以外にも多くのEEA, EFTA国とEU候補国がR&TTE指令を実施している。ただし、すでにTTE&SES指令に適合した機器についてのR&TTEへの移行は2001年4月7日までに完了すれば良い。

指令の適用範囲 (Scope of the Directive)

- .1 R&TTE 指令の適用範囲は?
R&TTE 指令は通信を目的とする無線機器及び電気通信端末機器(それらの補助機器も含む)の欧州域内における市場導入及び使用に関する強制的な枠組みを示している。ただし非民需専用機器や他のEC法令の適用機器などは除外する。
- .2 R&TTE 指令非対象機器の市場導入の認可はどこで取得できるか?
他の共同体指令(EC指令)の対象機器はその指令に従う。機器によっては(特に非民需用機器)国内規制が適用される。
- .3 船舶無線機器は対象か?
IMO 規則(SOLAS)でカバーされない船舶用無線機器のみが対象:すなわち内陸水路船舶や多くの海上船舶用機器が対象である。
ECはこの種の無線機器に対する必須要求を追加することを考慮している。船舶指令(96/98/EEC)を拡大修正するのが良いとの議論がある。

機器の市場導入 (Marketing of equipment)

- .1 無線機器が EC で認可されていない周波数バンドで動作するため EC で使えないような場合、EC で市場導入できるか?
はい、できる。ただし、製品は指令を満たすこと、または製造者は梱包及び取扱説明書にその機器が EC で使えない旨を明記すること。
- .2 CE マークが製造者によって貼付されない場合の製品の責任は誰にあるのか?
製品を市場導入した者が責任を持つ。

当局への機器の登録通知

(Notification of equipment to national spectrum authorities)

- .1 どんな機器をスペクトラム当局へ通知しなければならないのか?
「非整合周波数バンド」で動作する機器のみに登録通知が必要である。この用語の定義がなかったため、欧州委員会と加盟国との間で定義について同意した。
- .2 「その使用が域内で整合していない周波数バンド」(6.4 条)の定義は?
6.4 条の通知は次の無線機器には不要である。これ以外のすべての機器に必要である：
 - ・ ネットワークの管理下でのみ運用する通信機器；又は
 - ・ 全加盟国の同一無線インターフェースに配置された周波数バンドを使用する次のような機器：
 - a. 整合周波数が配置され；かつ
 - b. その配置の中で、周波数 / チャンネル割り当てが共通プランに従い；かつ
 - c. 整合パラメータ (周波数、電力、デューティサイクル、バンド幅など)を持つ機器；又は
 - ・ 送信機能を持たない機器
- .3 受信専用機器は通知の義務があるか?
ない。通信機能がないため。
- .4 どのスペクトラム当局に通知するのか?
製品を市場導入する加盟国のスペクトラム当局へ通知すること。多くの加盟国は、その国内周波数割当てで運用する機器の場合の通知は要求しないだろう。一部加盟国は非整合周波数バンドで動作するすべての機器の登録通知を要求する。
- .5 指令 6.4 条の非整合無線機器の登録通知の責任者は誰か?
製造者又はその認定代理人又は市場導入の責任者が機器を該当国のスペクトラム管理当局へその国に市場導入する意図を通知すること。多くの加盟国は機器が国内周波数割当てで運用しない場合にのみ通知を要求する。一部の加盟国は他の場合でも要求する。
- .6 製造者はいつ非整合無線機器通知手続きを始めなければならないか?
通知は市場導入の 4 週間前までに、無線機器の無線特性情報と共に行うこと。
- .7 運用手続きはどのように運用されるのか?
その国のスペクトラム管理当局が手続きを準備中である。しかし、EU 内で 1 回の手続き (one-shop-stop-approach) で済むように整合されている。
詳細情報は該当加盟国の当局へ直接問い合わせること。アドレスはこのウェブサイト又は ERO ウェブサイト：
www.ero.dkを参照のこと。

機器の意図した使用に関する使用者情報**(Informing users on the intended use of equipment)**

- .1 製造者は機器を市場導入する際に使用者へ提供する情報に関してどんな義務があるのか？
製造者は使用者に、意図した使用に関するあらゆる情報を、必須要求事項の適合宣言書と共に提供しなければならない。しかし、
 - ・ 無線機器の場合、使用を意図する EU 地域(1 以上の加盟国名又は国内の地域名)を梱包箱及び取扱説明書に記載することで十分である。
 - ・ 電気通信端末機器の場合、接続を意図する公衆ネットワーク・インターフェースを表示すること。
- .2 製造者は使用者へどんな情報を提供しなければならないか？
適合宣言書 (DoC) を製品に付属させること；この推奨内容は EN45014 にある。
CE マーキング及び一部の無線機器については“alert sign(注意記号)”を製品、梱包箱及び技術文書に表示すること。意図した使用の記述をすること。必要な場合、設置に関する情報を提供すること。

電気通信端末機器の場合、意図した使用に関する情報を使用者に提供すること。これは機器を接続する公衆電気通信ネットワーク・インターフェースを表示すれば良い。様式は見やすければ製造者の裁量による。

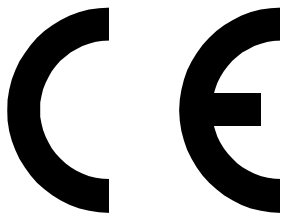
その使用が EC で整合していない周波数を使用する無線機器の場合、梱包箱及び取扱説明書に、使用を意図する加盟国名又は加盟国内の地域を表示すること。様式は見やすければ責任者の裁量による。

機器上に、型名、バッチ及びノ又は製造番号及び製造者名を表示すること；
電気通信端末機器の場合、接続を意図したインターフェースの識別；
無線機器の場合、EU 地域の識別

- .3 R&TTE の市場監督の責任者は誰か？
加盟国の市場監督当局が責任者である。
TCAM(Telecommunication Conformity Assessment and Market Surveillance Committee)の責任において、市場監督当局間の協調が促進される。市場監督当局のアドレスはこのウェブサイト又は ERO ウェブサイト：www.ero.dkを参照のこと。
- .4 R&TTE 指令はすでに EC に市場導入している機器にも適用するのか？
適用しない。指令は 2000 年 4 月 8 日以降市場導入する機器に適用する。「市場導入」とは製品が、製造のフェーズから販売のフェーズ；ディラー、輸入者、小売店などへ始めて移動する時点をいう。詳細は「ニューアプローチ指令実施ガイド(ブルーガイド)」を参照。
- .5 旧規制に基づき“初めて”市場導入した機器はいつまで販売できるか？
2000 年 4 月 8 日以前に初めて市場導入した製品は理論的に永久に販売できる。実際は販売者の新製品の在庫が完売するまでという意味である。中古市場については別である。
- .6 旧規制に基づき型式認可を取得した製品はいつまで市場導入できるか？
2001 年 4 月 8 日までである。旧規制は 2000 年 4 月 8 日まで適用されるため、製造者はそれまでに型式認可を取得しなければならない。2000 年 4 月 8 日から 2001 年 4 月 7 日の間は製造者は在庫できる。それ以降は R&TTE 指令適用製品を市場導入しなければならない。

マーキング (Marking)

- .1 R&TTE 機器は (CE) 適合マークを貼付しなければならないのか？



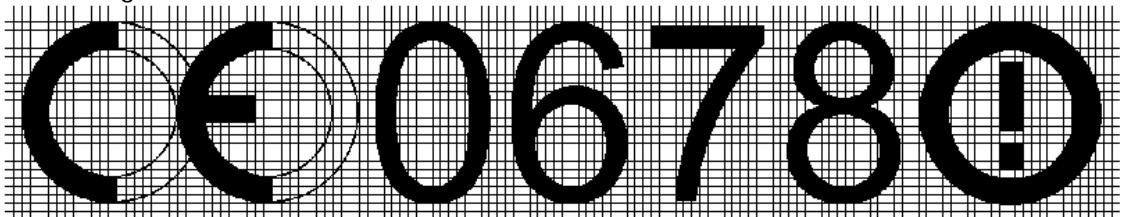
R&TTE 指令の必須要求事項に適用する R&TTE 機器は、これらの要求事項に適合していることを示す CE マーキングを貼付しなければならない。:

もしもそれが域内で整合されていない、又は / 或いは 1 ヶ国以上からその使用を制限されている周波数帯を使用する無線機器であるならば、域内での市場導入のみが許可される。これらのタイプの機器を使用する場合、CE マーキングに加えて、“alert sign (注意記号)” を表示しなければならない。:

製造者によって行われる適合性分析手順に関しては、関連するノティファイドボディの識別番号が CE マーキングに含まれる。

注: 機器は CE マーキングによって指示されるその他関連指令にも従わなければならない。

CE-Marking の表示例;



(0678 は Notified Body; EMCC の番号です。)

- .2 域内で整合されていない周波数帯を使用する無線機器はどのように認識すればよいか?
域内で整合されていない周波数帯を使用する無線機器の場合、その無線機器は“alert sign”のある CE マーキングを貼付しなければならない。
- .3 市場導入することに制限のある無線機器はどのように認識すればよいか?
9.5 項に従い、1 ヶ国以上によって制限されている無線機器の場合、その無線機器は“alert sign”のある CE マーキングを貼付しなければならない。
- .4 無線機器にはどのマーキングを貼付しなければならないか?
機器が EU 及び EU 域外 CEPT 加盟国に市場導入される場合、下記のどれかに該当する。:
 - ・ 使用周波数帯が EU 内で整合されているならば、必要に応じてノティファイドボディの識別番号が加えられた CE マーキングが貼付される。
 - ・ 使用周波数帯が EU 及び CEPT 内で整合されているならば、CE マーキングと一緒に CEPT マーキングが貼付される。(必要に応じてノティファイドボディの識別番号が加えられる。)それによって、各マーキングがその他のものと混同されないように。
 - ・ 使用周波数帯がほとんどの CEPT 加盟国で整合されているが、全 EU 内では整合されていないならば、alert sign (及び必要に応じてノティファイドボディの識別番号)を含んだ CE マーキングが CEPT マーキングと一緒に貼付される。それによって、各マーキングがその他のものと混同されないように。

(注: ユーザーのための情報に関する質問も参照。)

- .5 この有名な alert sign(注意記号)とは何か?
下記のような注意記号は、それが貼付される機器によって使用される周波数帯が、EU 内で整合されていないか、或いはその使用の基本的制限が 1 カ国以上の EU 加盟国で適用されることを意味している。



- .6 非整合周波数帯に関する情報はどこで得られるのか?
EU 法令(例えば 95/6/EC, R&TTE 指令の 4.1 項)に従って、EU 加盟国は国家周波数プランを EC へ報告し、公示しなければならない。委員会はノティファイドボディ間の等価を確立しなければならない。
- .7 注意記号は、機器の使用或いは認可に関する制限があるか、又は 7.2 項或いは 9.5 項のもとの制限の禁止に従わなければならないという事を示しているか?
はい。
- .8 もしも 2 つ以上のノティファイドボディが適合性分析に関わっている場合、どの番号がマーキングに表示されるべきか?
すべての番号。

自由流通に関する質問 (Questions about free circulation)

- .1 域内における無線機器の自由流通及び流通はいつから可能か?
無線機器が CE マーキングを貼付し、R&TTE 指令の Annex に従い、指令の必須要求事項と規定を満たす場合、自由流通でき、原則的に域内で制限なしに使用できる。使用周波数及び妨害リスクの理由でのみ、その使用が認可或いは何らかの制限を受ける場合がある。この制限はユーザー情報に含まれ、CE マーキングには “alert sign(注意記号)” が加えられなければならない。

必須要求事項 (Essential requirements)

- .1 R&TTE に適用すべき必須要求事項は?
全ての機器に次の必須要求事項を適用する。
低電圧指令 73/23/EEC(電圧制限なし)に含まれる、ユーザー及びその他の人の健康と安全保護。
EMC 指令 89/336/EEC に含まれる EMC の保護要求事項。
さらに、無線機器は有害な妨害を起こさないよう地上/宇宙通信用スペクトラム及び衛生資源を有効に利用すること。
R&TTE 指令 3.3 項に基づき、委員会はある機器クラスの装置或いは特定タイプの装置が追加の必須要求事項を満たす。
- .2 欧州委員会は 3.3 項を適用する決定をする意志があるのか?
3.3 項を適用する機器はごく限られたものにする予定である。当分の間安全サービス用機器(船舶用、内陸水路用、雪崩れ遭難者発見ビコン用)のみと考えられる。
- .3 2000 年 4 月 8 日以前に採択された ETSI 規格はまだ適用できるか?
前指令のもとで採択された CTR(共通技術規制)はまだ適用できるか?
指令は ETSI 規格の性質を変えない。規格は規制当局が採択するものではなく認証された欧州規格組織である、ETSI が採択するものである。

旧指令のもとでは、多くの ETSI 規格がいわゆる CTR(共通技術規制)を通して強制になっていた。新指令のもとでは、そのような規格は強制ではない。しかし、それらが新指令の必須要求事項をカバーしていれば、それらはいまでも強制の役割をもっている。これらの規格に適合する製品は指令及び必須要求事項を満たすとみなされる。しかし多くの規格が不要になっている。

4. それでは他のどの規格“整合規格”が適用できるのか?
製造者は必須要求事項を満たすと考える他の規格を自由に選択できる。しかし、このその他の規格を使用する場合、製造者は関連する適合分析手順(技術ファイルルート及び全体品質保証などを含む)に従ったことを、関連当局からの要求に応じて証明する責任がある。

無線機器の使用 (Putting radio equipment into service)

1. R&TTE は免許を規定しているか?
R&TTE 指令の範囲に、指令は無線機器及び通信端末機器の域内における市場導入、自由流通及び使用に関する強制枠組みを提供するとある。従って、免許に関してもこの枠組みと矛盾しない必要がある。
2. いつ使用が可能か?
EU 加盟国は無線機器が R&TTE 指令の全関連規定に適合した場合、意図した目的の使用を認めなければならない。
製造者はこれらの規定が満たされているということに責任をもつ。これらの規定とは、:
- ・ R&TTE 指令 3 項に記述されている適用必須要求事項に、認められた適合性分析手順の 1 つによって、適合すること。
 - ・ 製品に応じたマークを貼付すること(CE マーキング及びその他適切なマーク)及び適合宣言(DoC)を付けること。
 - ・ 意図した使用に関する情報をつけること。
 - ・ 端末機器に関しては、意図したインターフェース情報をつけること。
 - ・ 無線機器に関しては、使用上の EU 内の使用できる地域情報をつけること。
 - ・ 無線機器に関しては、その使用周波数バンドが EU で整合していない場合、機器を市場導入するが使用を認められていない加盟国へ 4 週間前までに通知すること。

加盟国が機器の使用を制限することができるのは無線スペクトラムの有効適切利用、危険妨害回避又は公衆健康問題に関する理由のみによる。

3. “EU 内で整合した使用周波数バンド”(RTTE 指令 6.4 項)とは?
下記を満たすのであれば、どんな周波数バンドも EU で整合されているとみなされる:
- ・ ネットワーク管理下のみで送信可能な無線機器運用バンド;または
 - ・ 各加盟国で次のように同一無線インターフェースで配置されたバンド:
 - a. 整合周波数配置であること;及び
 - b. その周波数配置において、周波数又は周波数チャンネルの割当及び/或いは認可は共通プランによること;及び
 - c. 機器は整合パラメータ(周波数、送信電力、デューティサイクル、バンド幅等)をもつこと。
- (注: 上記は非整合周波数の定義の補足でもある)

4. 整合周波数を知る方法は?
情報は国内周波数プランから検索できる。R&TTE 指令は EU 加盟国に国内周波数プランの公表を義務付けている。周波数バンドが整合された場合、欧州委員会はこれを区別してクラス 1 のインターフェースのグループに入れる。このリストは常に加盟国と協議し、またこのウェブサイトにも公表する。
5. CE マークをつけていない機器をトレードショーや展示会に出品できるか?
指令を満たしていないため、まだ EU 市場に市場導入できない機器もトレードショーや展示会に出品できる。た

だし、見やすい記号(方法)によってその機器は EU に市場導入又は無線機器の使用ができないことを示すこと。使用は指令では認められないが、国当局によっては限定使用(時間帯,場所,期間)を認める場合がある。展示において使用したい場合は関係当局に相談すること。

- .6 R&TTE 指令と EMC 適合性評価手順との関係は?
R&TTE 指令 10.2 項によると必須要求 3.1.b 条のみの適合立証に EMC 指令の適合性評価手順を用いることができる。

インターフェースの公表 (Publishing interfaces)

- .1 どんな様式でインターフェースを公表するのか?
指令は公表の様式を規定していない。しかし ETSI が公表のテンプレートを準備中である。
- .2 運用者はいつからインターフェースを公表しなければならないのか?
2000 年 8 月 4 日から。
- .3 運用者が新しいサービスを始める場合、いつインターフェースを公表しなければならないか?
サービスを提供する前に公表する必要があるということ以外は指令では規定していない。しかし加盟国によってはサービスを開始する一定期間前を要求するかもしれない。非公式に、加盟国によってはこの期間を 12 ヶ月と考えているところもあれば、期間を設けずサービス開始の直前でよいとするところもある。
- .4 サービスをすでに運用している場合、サービス運用者はそのインターフェースを公表しなければならないのか?
そのとおり。